

統計法施行状況報告（統計精度検査編）に対する審議の論点

1. 見える化状況検査について

- (1) 見える化状況検査に対する「統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ（以下「WG」という。）」の総評について（全体として意義があると判断できるものかどうか）
- (2) ひな型文書に対するアドバイスはないか。また、ホームページへの掲載情報の中でも特に情報を充実すべき事項としてWGから要請する情報はないか。
- (3)（報告書のとおり）各府省は今年度末までにホームページへの掲載情報の充実に努めることとしてよいか。
- (4)（報告書のとおり）来年度早期に総務省においてフォローアップを行い、統計委員会に報告することとしてよいか。
- (5) 平成 30 年度のフォローアップについて
 - ・ 情報充実の目標を明確にする観点及び情報充実の効果を正確に計測する観点から、平成 29 年度と同じ基準でスコアリングすることとしてよいか。
 - ・ 掲載情報を充実した部分について調査別検査票一覧（資料 1－2）を更新して報告を行うこととしてよいか。
- (6) 情報開示の充実に向けた取組の方向性についてのWGとしての提案（基幹統計調査以外の統計調査への適用など）

2. 建築着工統計調査の補正調査に関する標本設計の検査について

- (1) 建築着工統計調査の補正調査に関する標本設計の検査に対するWGの総評について（全体として意義があると判断できるものかどうか）
- (2)（報告書のとおり）調査実施市区制（二段抽出法）を取りやめることとしてよいか。
- (3)（報告書のとおり）抽出率や回収率等を考慮した推計を導入する際、WGとして提案することはないか。
- (4)（報告書のとおり）しつ皆層の設定を工事費予定額 20 億円以上とし、木造・非木造別に工事実施予定額「1 億円未満」、「1 億円以上 20 億円未満」の 4 層に、ネイマン配分法で 5000 件／年の標本を割り振る設計で見直しを進めてよいか。WGとして追加の提案はないか。
- (5) 標本設計の見直しに伴い、都道府県別表章の削除が考えられるが、地方集計について提案はないか（特別集計の結果として都道府県別集計を提示するなどが考えられる）。
- (6) 補正調査の見直しのスケジュール案について

3. 欠測値及び外れ値検査について

- (1) 欠測値及び外れ値検査に対する WG の総評について（全体として意義があると判断できるものかどうか）
- (2) （報告書のとおり）全部又は一部非回答に対し「調査で過去に得られた同じ事業所・企業の情報」を活用する単一補完の使用期限の考え方を設定してよいか。
- (3) 個別統計調査の改善について、報告書で示したスケジュール、改善手法に対する指摘、提案はないか（報告書で指摘した統計調査ごとに確認）。
 - ・ 社会教育調査（民間体育施設）
 - ・ 賃金構造基本統計調査
 - ・ 造船造機統計調査
 - ・ 建設工事統計調査（施工調査）
 - ・ 薬事工業生産動態統計調査
 - ・ 法人企業統計調査
 - ・ 経済産業省企業活動基本調査
 - ・ 商業動態統計調査（丙調査（百貨店・スーパー）及び丁3調査（ドラッグストア））
 - ・ 経済産業省生産動態統計調査
 - ・ 経済産業省特定業種石油等消費統計調査
 - ・ 自動車輸送統計調査
 - ・ 民間給与実態調査
- (4) 欠測値及び外れ値への対応（(3) 以外の調査を含めた一般的な事項）に対する WG としての提案について
- (5) 平成 29 年度のフォローアップについて
平成 29 年度末を期限に取り組むこととされている建設工事統計調査についての取組状況の確認及び評価

4. 平成 30 年度の取組について

- (1) 総務省におけるオプション検査については、総務省と統計所管府省が合意した統計調査に対する検査を実施（候補は 3 月の WG で説明）することとしてよいか。
- (2) 平成 30 年度に検討期限を迎える統計調査について、平成 30 年度後半にその進捗状況について報告を行い、必要に応じて審議を行うこととしてよいか。